

# 総務常任委員会

平成15年2月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎野呂 民平                      ○萬里川美代子  
山本 直子                      松田 正                      小野議長

## 欠席委員

森河 昌之

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
同 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	清水 修一	企画財政課長	池田 善紀
企画財政課参事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 善之
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	勝真 基好	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
教委総務課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	水田 美文	同 課 長 補 佐	加藤 保幸
会 計 室 長	阪野 輝男	監 査 書 記	藤原 伸宏

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

森河委員から欠席の連絡を受けています。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長

（町長挨拶）

委員長

まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、山本委員、松田委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、継続審査案件であります藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習  
課長

史跡藤ノ木古墳の整備に関しましては、昨年12月12日第14回の史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を開催したところであります。史跡藤ノ木古墳整備基本計画書の一部見直し案についてご検討いただき、委員みなさんによる意見に対しまして、その後我々といたしまして最終案としてご検討していただく委員会を3月17日に予定しているところでございます。

前回の委員会でもご報告させていただいておりますように、実施計画の当初の計画では4年といたしておりましたが、見直しの計画では6カ年を計画しているところであります。また整備において重要な位置を占めるガイダンス施設につきましては基本計画書の見直しには具体的な事項を盛り込むものではなく、実施計画段階において細部に関して検討していくことといたしております。

また発掘調査につきましては、当初では2カ年の計画を見込んでおりましたが、平成15年度末頃に実施する墳丘の形と範囲の確認を目的とした第5次の調査を1年で終えたという計画でございます。以上のように藤ノ木古墳の史跡整備の基本計画といたしましては、基本方針としては大幅な変更は生じないところでございますが、来年度より

整備を進めていく上で整備基本計画書の内容が実情に合わない点を一部補正した上で整備事業に取りかかっていたと考えております。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

山本委員 説明いただいた中で整備計画書に一部合わないところがあるというのは、具体的にどういうことですか。

生涯学習課長 例えば当初の実施計画書では4年と見ておりましたが、今現在石室・石材の弱体化がおきている動体調査をさせていただいております。この辺につきましてもその調査結果を十分に勘案した中で、石室の公開を基本とした保存整備をしていきたいという中から万全を期すためにも4年を5年にしていきたいという考えがございます。

それと、当初の計画では第1次調査につきましては平成9年から平成12年という発掘調査がございましたが、第2次調査として平成13年から平成17年としておりましたが、これにつきましては用地交渉等につきまして相当な時間がかかりましたので、その分が5、6年後ろに延びております。この件に関しましても15年からしていきたいということでございますので、その辺も合わせまして実情に応じた見直しをやっていきたいということです。

教育長 期間が19年まで延長させていただいたというのが大きな変更でございます。中身の整備計画自体については変わっておりません。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

次に、その他の審査事項について、3月町議会定例会の付議予定議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに①斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についての説

明を求めます。なお、本件に関連致しまして（２）の斑鳩町行政組織規則の一部改正についてもあわせて説明をお願いします。

企画財政課長 （資料１及び資料７により説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、②特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長 （資料２により説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

松田委員 この報酬等の改定に伴ってどれだけ人件費として節減できるのか。

総務課長 この引き下げによる金額でございますが、議会議員のみなさんその他の特別職を合わせまして、１７１万円程度の減額になると見込んでおります。

委員長 次に、③特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長 （資料３により説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

委員長 私の方から、今四役については1基毎に退職ということですね。退職手当金というのが解っておれば説明願えますか。

総務課長 特別職については、まず町長ですが、1年につき100分の550を給与月額にかけたものに年数4年をかけた金額、助役は100分の350かける給与月額かける年数、収入役は100分の300かける給与月額かける年数、教育長は100分の250かける給与月額かける年数というように算出根拠はなっております。

委員長 次に、④教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長 (資料4により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

( 質疑なし )

委員長 次に、⑤平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についての説明を求めます。

企画財政課長 (資料5により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

( 質疑なし )

委員長 以上、これら予定議案については、3月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたという

ことで終わっておきます。

続いて、各課の報告事項について（１）統一地方選挙についての報告を求めます。

総務課長 （資料６により説明）

委員長 報告のあったことについて、質疑意見があればお受け致します。

（ 質疑なし ）

委員長 次に（３）斑鳩町行政改革大綱（第３次）について報告を求めます。

企画財政課長 斑鳩町行政改革大綱第３次につきましては、平成１３年１１月の総務常任委員会におきまして、斑鳩町行政改革推進委員会に諮問し、作成していることの旨の説明を申し上げました。行政改革推進委員会では平成１３年１２月より昨年の１２月まで６回の委員会で真剣にご検討いただき、１２月１９日に答申をいただきました。その斑鳩町行政改革大綱（第３次）を今回初めて資料の提示をさせていただいております。

（資料８により説明）

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受け致します。

松田委員 少なくとも中身を見て反対するような内容のものはないのだろうと思うのです。ただ心配するのは単なる文章に終わってしまうのではないだろうかという気がするのです。常々行政改革は必要だということは言われているし、またそういうことについても配慮しているということも言われますけれども、現状はどうしても行政職員の意識改革が最大優先されなければならないと思う。ところが日常業務の執行状況を見ていると、本当に目線が住民に置かれた対応として行政が行われ

ているのかどうかということを見ますと、やっぱり反省すべき点があるのではないか。いわゆる従来の上意下達型、それを受けて執行する。そして住民への対応については、法律で決まっていますとか、あるいは国の方針はこうであるからとか、ある意味では威圧的な対応というのが思われる面があると思う。

まずどこから変わっていくかということを見ると、行政の執行する職員から変わっていくということでないで、こういった実効性のある効果が挙げることができないのではないかと感じてといるのです。そういった点が初歩的な認識なり全体のところで現状に対する反省、あるいは見方ということの中からこうした政策が出てこないとならないのではないかな。こういったものを出していろいろ努力しようとするということについては解るのですけれども、町民に対して出る意識改革をどう図っていくかということが最大の課題ではないかと私は思っているのです。そういう面についてはどのようなお考えでしょうか。

総務部長

町行政を推進していく中でも斑鳩らしさを表に出し、それをするためにはやはり住民との協働による行政推進ということが大きな柱になる。いわゆる住民に目を向けた政策が必要となります。そういった面からも職員の意識改革、職員の研修等々が重要な課題になるだろうと思います。おっしゃることにつきまして、十分実施計画の中で計画を立てて執行していくと、文章だけにならないような実の成るような行政改革をしていかなければならないと思っております。

松田委員

僕はこういう観念的にいろいろ、職員の意識改革をどう図っていくかということが全ての地方自治の基本を形成していく姿勢になるのだろうと思う。そういう意味でいろいろ報道されているものなどを見たり、書いたものを見ていますと、先日も新聞で拝見したのですが、三重県の北川知事がかって三重県で不正事件が発生したと、そのことから職員の意識改革を図って住民の信頼を取り戻すためにということ

で、20項目にわたる職員の日業業務の指針を提示をしたと言われて  
いるのですが、それを常に知事自身が持っている。職員が携帯してい  
るというふうに書かれて、中身をちょっと言いますと、1つには使命  
を自覚して、謙虚に誇りと情熱を持って仕事に取り組む。2つ目には  
生活者起点の県政の実現は私たちの基本的な信念である。という関係  
で20項目にわたって書かれているようですが、この項目の中にはそ  
れぞれの解説が付けられているということで、そこで紹介されている  
のを言いますと、朝令暮改を恐れずという項があるようです。ところ  
が我々常に朝令暮改と言っているがころころ変わるやないかと、その  
ように使われていたのですが、朝令暮改という解説では次のように言  
われています。改革に試行錯誤は避けられません。生活者起点という  
基本をしっかり構えていれば大丈夫だ、不都合な点があるときはいつ  
たん決めたことを修正する勇気も必要であると言われていているわけ  
です。ですから私はこういう概念という関係、特に特権意識が強い、責  
任感に欠ける、あるいは前例に固執し世の中の変化になかなか対応で  
きない。こういうことが国地方を問わず公務員にはこのような批判が  
多くある。だから今言われているようなことからやっていかなければ  
ならない。ところが今までの執行状況を見てみますと、ある意味で前  
例中心主義になってみたり、あるいは国や県の言いなりになってみ  
たりする向きがあるのではないか。やっぱり我々が今まで使ってきた「朝  
令暮改」という関係の言葉の意味を慣例から変えてしまっ、改める  
ものは大胆に改めていくというふうな姿勢、しかもそれに全然こだわ  
らないという姿勢の中にこそ初めて改革ができるんだという職員意  
識。昨日決めたことをすぐ変えてるやないかという格好でいいんだと  
いう意味も含んでいると思う。そういう意味で最近改革派知事と言わ  
れている地方首長は10指に数えるほどだんだん増えてきている。そ  
れを聞きますと、地方分権と言うけれど国に任せていたのでは地方分  
権はなくなってしまう。だからまず各地方から狼煙を上げていって、  
国の方針を変えさせていくというシステムに転換しないとどうにもな  
らないと言って、かなり地方首長さんなどはそういう空気が強まって



来ていると思うのです。だからそういうふうにして徐々に意識改革が進められようとしている状況に応じて、町職員もそういう意識を持っていくという指導というもの、常に啓発しお互い が進んでいるということが一番最も求められているのではないかと感じています。従って私はこのことについての大綱ができるということについては反対ではありませんし、賛成ですけれども、これが単に文章に終わることのないように実効ある方法を見いだすためにどうしたらいいか。そのためには職員の意識改革をどう図っていったらいいのかということなどについて十分にご検討いただければありがたいと思う。

山本委員 この答申を受けて実施計画を作られると聞かせていただいたのですが、ここの21頁にある別表の部分はどのように理解したらいいのかということが1つと、別表の22頁の補助金のところと公的施設の見直しの所ですが、具体的に書かれていると思うのですが、このあたりも実施計画の中に反映されて行かれるだろうと思うのですが、その辺を聞かせてください。

企画財政課長 この別表につきましては、資料6頁をご覧いただきたいと思います。資料の6頁、行政の守備範囲の基本理念というのがございます。その5頁から事業の簡素化と行政の守備範囲の再構築を行う上で、行政の守備範囲の基本理念としてはどういう具合に見ていったらいいかということで、考え方を別表に挙げております。そうしたことで行政の守備範囲を変動する場合の一つの基準といたしまして、事務事業の見直しでは21頁ですけれども、必要性、有効性、効率性、公平性、これらの点についてそれぞれの観点から検討をしていく必要があるということで、この別表を掲げております。それを参考に各課におきましてそれらの事業がありますので、事業を検討する一つの目安としてどこに位置付けになるかを考えていくと、それをした後においてその後その事業は今後どうしていくかということについては改めて考えていくと理解していただければいいと思います。

委員長 先ほど松田委員が言われた朝令暮改云々も含めて、それに対して考えることがあれば言ってください。

町長 職員の意識改革は当然やらなければならない。私は何時も申し上げるのは、やっぱり情報を的確に仕入れてきて、それを自分らでどう町として取り入れていくかということをお願いしております。私は職員の意識改革等なくして斑鳩町の行政改革はあり得ないと思っておりますし、一番大事なのは弾力的に修整できる力がなかったら出来ないと思います。やっぱり斑鳩町の町議会と理事者側の関係等についても私は最終的に町はこう思っているけれども議会がそういう真摯な意見を交わす中で修整も可能にしていかなければならない。それは斑鳩町の議会と理事者側とが円満に進んでいるという気持ちを持っております。松田委員がおっしゃっておりますように、かなりの職員が意識改革をしていくということについては、やはり住民が主体ですから住民の方々の意見を先取りして、あるいはそういうことについては住民に納得してもらえらるというような環境づくりをしていくことが大切である。ごみ問題1つにしてもやっぱり議会から申されているように、町が主体性を持たなくては住民はなかなかごみステーションはできませんという中でも、いろいろなご意見はございますけれども、私はごみ問題についても一定の評価をしております。

何れにいたしましても、これから大きな問題と課題が恐らく出てくると思いますが、我々としては絶えず新陳代謝しながら行政が運営できるような環境づくりをすることが大事だと思います。何れにしてもこの行政改革は1つのものに終わってしまうのではなく、いろんなものを取り入れていって改革することが大事である。またそういう点では議会等にもご相談申し上げて、意見等を十分に取り入れていくことが大事である。また、我々は住民に対しては親切丁寧にしていくことが大事であると考えています。

委員長 時間もありますので、今町長から話をいただきましたが、四役にも聞いておきたいと思います。

助 役 まず先ほど町長が言われましたように、月に1回朝礼を行います。その時に職員全員に対して、常に勇気と意欲を持って職務に専念せよということでございます。あくまでも業務の固定化、また業務の低下に繋がらないようにやれと、こいうことの指示をいつもされております。我々としてはそういうことを含めて常に物事をすることに對しての意気込みと言いますか、そういう低下のないようにを住民に分かりやすいような形で、常に職員は意識改革を持って住民サービスに当たっていくことが必要である、そういうことを指導しているわけでございます。また住民に対して職員の対応のまずさについても言われる方がおられます。そのことについても町長の所に来ていろいろおっしゃるわけでございます。その人と話しながら説明しお願いをして行く。同時にその職員に対してこの時はこいうことの答えをする。先ほど松田委員がおっしゃったように法律はこうだからこうしかできない、これはだめだということではなしに、そういう法律も含めながら住民の理解を得るような努力をした説明をせよとこいうことを指導しております。

現在の社会情勢を考えますと、非常に複雑化し、住民に対してもそれぞれが何にせよ高度化した形でおっしゃいます。住民は勉強して行政の職員に相談をされるということでもあります。我々はそれ以上の勉強をしなければならないわけでございます。常にこいうことを心がけながら1つ1つのことを考えながらしっかり勉強するということでございます。その為にも行政改革に向けた実施計画の中で先ほど言われたような絵に描いた餅にならないよう、住民に対して評価を得ていただくような行政マンとしての職員になっていくことが必要であります。

収入役 助役さんも触れられましたが、私が総務部長であったときに行政評

働システムに取り組むに当たりまして、従来からの環境ということではなく新しい視点に立って行政を進めていく。そうした中で行政評価システムに取り組むに当たって非常に職員の意識改革に役立つものではないかと、そうした考え方もございます。また昨年10月から運用を開始いたしましたISO14001につきましても非常に職員の意識改革を促していく上で有効な手段ではないかなとそのように考えています。また昨年窓口で行いました住民満足度調査、そうした結果をそれぞれ職員にフィードバックすることによって、それぞれ職員が自ら考え意識改革に取り組んでいく1つの有効な手段になっていくのではないかと考えています。

また斑鳩町の行政全般を考えていく中で、現在予算編成につきましてもいろんな議論を行いながらしていくわけですが、そうした予算編成の段階においても斑鳩町の政策についていろいろ議論をしながら改革をしながら、予算編成システム、予算編成をまとめていく段階で従来とは異なったやり方も取り入れています。そうしたことが1つ1つ積み重ねていくことによって職員の意識改革に繋がっていくのではないかとそのように考えています。

教育長

先ほど三役の方がおっしゃった意識改革の問題でございます。今学校現場でも先生方の指導力不足ということで、来年度から先生方の指導力を向上するための指導をしていくと、こういうことで県はなっております。それに従って町としてもそういうことを取り入れていかなければならないと思います。そうした先生方自身の意識改革をもって子どもたちの教育の向上を図っていくということでございます。そうした指導する教育委員会としても、自分に振り返り、果たして自分が十分行政の中で仕事ができているかどうかということについても、自分自身に置き換えて検討課題を考えることも大事だろうということで、このように思います。そうしたことで職員が今の教育行政の中で何が大事なのか何を訴えていかなければならないかということは常に同じ資料を見ながら勉強させていただいているわけですが、上

位組織の中でのことをございますし、斑鳩町だけで取り組めるものについては斑鳩町として改革していくことも考えていく必要があるだろうと思います。その為には職員自らがどう取り組んでいくのか、どういう改善をしていくのか、あるいはどのような問題点があるのか、常に日常業務の中で反省しながら、あるいは反復しながら、いい方向に改善していくことが大事だろうと思っています。そうしたことで教育行政としても常に学校の改善、あるいは改革を含めまして、教育委員会として、教育の改善に努めていきたいと考えています。

委員長        最後にお聞きしたいのですが、これを具体化するのにはどういう形で、民間の力をかりることもあるかと思いますが、その辺の具体化についてはどう考えてますか。

企画財政課長    全体の具体化ということで答弁させていただきます。行政改革大綱の具体化については、まず実施計画を策定をいたします。半年を目処に策定していきたいと思っています。その中で先ほどから議論になっております職員の意識改革につきましても、能力それらの開発についてどうして深めていくかということにつきましても、その実施計画についても行動計画で出てくる予定でございますので、その実施計画、行動計画に基づきまして、組織全体の向上に努めていきたいと考えています。

委員長        その実施計画を決める体制は内部だけの人員でやるのか、そういった方向性は。

企画財政課長    まず実施計画を決めるのは行政内部で、推進行政改革の推進本部がございます、各係長以上三役も入れさせていただいております。その中でとりまとめをしていきます。その取りまとめるまでにプロジェクトチーム各課から出ていただいて、下ごしらえをして作成していくこととなります。

松田委員

その他の関係の所で申し上げたいと思っていたのですが、委員長が四役にまで意見を求められておりますので、言っておいた方がいいのかなと思うのですが、気になっていることなのですが、今までも町の考え方をお尋ねしてきていますが、開発指導要綱に伴う寄付金の問題なのです。今度の補正予算の関係にもありますように、極めて開発要綱に基づく寄付金の取り扱いは貴重な財源として斑鳩町に活かされているというように思う。ところが事務次官通達などから言いましても、これは法の定めがないものであって、違法であると言われております。さらに不動産業界の関係からの廃止の申し込みがあります。しかし財源的に貴重なものであるので何とか持続したいということで、斑鳩町も対応してきています。確かに私は財源的な面からいって、今ここで廃止ということになれば大変だなと思うのですが、しかしこれがこのまま続いていいのだろうかということになりますと、皆さんもお気づきかと思いますが、一ヶ月前にもならないと思いますが、指導要綱に基づく関係で裁判要件になって返還命令が出たという関係があるわけです。そうしますと斑鳩町も関係者の協力を得ているからと言って、何時までも甘えていて、もしそうなったとき大変なことになるのではないかと思いますから、貴重な財源であるけれどもこれを廃止に踏み切るということと、合わせて今まで使われていた状態などを分析しながらその財源に替わるべきものとしてどうこの行財政改革を運用していくかということを実際に考えて、具体的な措置を講じないといかんのではないかなと思う。事が公になってしまって、問題視されてから色々考えてくるということではいけませんから、しばしば言われていることでもありますので、私は開発要綱に基づく寄付金の取り扱いなどについて新年度くらいから1つの具体的な方向を出してきちっとしていくという姿勢が求められているのではないかな。そのことが非常に財源的に困難であるとしても、その財源をどう説明していくのかどうか、見合うべきものを考えていくのかどうか、というふうなことを考えていきませんか、若干今日まで努力していろんな面で創

意工夫しながら頑張っていたいただいている関係について、こういう1つのことによって信用を失墜してしまうというふうになっては大変だと思うのです。そういう意味からぼちぼち決断をして、きちっとした方向付けをしていただく方が一番斑鳩町の将来のためにもいいのではないかと考えていまして、今一度考え方を聞かせていただきたいと思います。

町長 この関係等については以前からそういう話を聞かさせていただいておりますし、町としては15年の3月にといいことで担当を踏まえて検討してきました。ただ問題は松田委員がご指摘のようにほとんど払われているわけですが、2件の方が1000万円弱残っている状態で、その方に町が積極的に行って、12月27日の仕事納めの日にも300万円払っていただいた。そういうことを踏まえる中で、15年の3月が1つの決断というか、それよりももう1年だけその方あるいは業者からの代表と協議をする中で、16年の3月で一応うち切っていきたい。その為には整理をすることが一番大事であろうと。その方については払っていただく努力を町がしていくということで、助役、担当部課長と交えて、16年の3月には廃止したいという考えで済ましていただいております。担当からの方も15年の3月という話もあったわけですが、まだそういう整理が不動産関係の方々もいろいろと情等でそういうものは廃止してほしいというご要望があるわけです。やっぱりみなさま方が払っていただいている中で、払っていただけない方があるわけですが、その方にはお話ししながらできるだけ払っていただく努力をして、概ね16年3月には廃止していきたいと考えています。

松田委員 前にも線引きの関係で言っていたと思うのですが、その関係での整理をしていた時にも、新たに協力を求めるという関係についてはどこかで打ち切っておかなくてはいかんと思うのです。打ち切っておいてそれ以前の関係についてはできるだけご協力願うという立場を取っておいでのなるだろうと思うのです。16年ということはいくと受けて

いくという形になるのだと思うのです。そうするとまた裁判の法的なことで問題になるといけませんので、それは間違いかもしれませんが、15年度に新年度から打ち切って新たには寄付金を求めないと、しかしそれまでの関係については一応整理する意味で協力をお願いするという関係であれば、1つの理屈かなと思うのですが、しかしそれもあくまでも任意の関係でありますから、これも無理に強制的に関係を取ると一気に裁判の関係に行く可能性があると思うのです。そのことだけでなしに元の関係に戻せというような関係になるようなことになったら大変だと思いますから、1つのけじめはけじめとして分からないことはないのですが、その辺については十分配慮してかからないといかんのではないかと思います。その意味で、先ほど16年3月までと言われましたが、整理にかかる関係で一応そこまでは行くけれども、それ以降は打ち切りとか、損失にするとか、そういうことになるかその辺考え方として分からないのでどうなんでしょうか。

助 役

ただ今町長がおっしゃいましたように、16年度で廃止するというところでございます。松田委員がおっしゃいましたように15年度で一定の区切りをつけるということもいろいろ検討したわけですが、そうした場合に今残っているデベロッパーの施設協力金が入らない要素がある。そういうことを考えて、16年度には全面廃止する、しかし16年度までは施設協力金を廃止しない。ただ雪だるま式に増えるようなことは絶対しない、そういうことでの協力を求めていく。今、施設協力金を払っておられないデベロッパーの方にはねばり強く納めていただくように取り組んでいく。これは先ほど町長がおっしゃいましたようにそういうことを含めてまだまだこれからねばり強く払っていない方にはお願いしていくということです。16年度に廃止してもまだ残っていた場合はその方に対して16年度までの分を納めてもらうように努力していくと、こういうことを考えております。

松田委員

僕はその点を一番心配しているのです。そういう形になってきたら、



必ずそれはなぜ納めないのかという関係についても、納められないのか、あるいは納める必要はないということで納めていないのかということの判断によって、僕は町が期待する方向と別の方向になる可能性というのは多分にあるし、またそういう動きに全体的になってきていると思う。この関係について施設協力金の関係というのは適用することにしてはどうかということ提起したのです。吉岡町長の時代に。私の記憶では、この施設協力金の関係について参考にしたのは、兵庫県川西市だったと思うのです。ところが法的に何も決まっていなくて、あくまでも任意であるということの関係で指導、処置をしてきたという経緯が、幸いそういう関係業者の協力を得て続けているのですけれど、そのことで随分施設整備もできてきたというように思うのです。ところが町も言っているように学校施設のような関係も打ち切りましたね。だからそうすると今度は一般的な関係ですから、本来どうということをする理由というのが随分変わってきていると思うのです。そういう意味から言いますと、僕は新たな関係については16年度と言わずに15年度から廃止をすると、そこまでの関係は事後処理として手続き処理を講ずるということにしておかないといかんのではないかと、そうしないと15年度で事象が新たに発生するわけですから、そういうことを考えるといかがなものかなというように心配もするし、今までそういうことで言っていたものが、どんどん廃止の時期を延ばしてきているということなので、それで本当にいいのかなと、それこそ先ほど言うように貴重な財源で痛い問題であるけれど、思い切ってそのことを打ち切っていくという決断が必要と違うのかと、そしてその部分についてどういう関係で説明していくかというところに、お互いに行革の所に力を入れて考えていくということが今一番いい時期ではないかなと。必ずこのままいったらそんな皆さんが言われるような状態にはならないと。税金という強制的でいつているようなものでも納めてもらえない事情があるにもかかわらず、ちょっとそういうことにはなりにくいのかなと。確かに協力してくれた人とは不合理ができるとは思いますが、その辺どこかで整理しないといけないと思う。

こういうことを申し上げて改めて私は3月議会に私は提起して考えてほしいと思う。今日は3月議会に付議する予定議案になっていますので、出きれば指導要綱など関係の取り扱いなどについても3月議会に方向性を出してほしいという気持ちを持っていたものですから、今からそうすれば3月議会に間に合いますので、そういうことで期待したいなと思ってあえて質問させていただきました。これ以上申しませんが、どう告示されるのか、どう取り扱っていくかということについては結論が出てなければ3月議会の問題にしていきたいと思います。

萬里川委員 職員と月1回朝礼をされていて、勇気と意欲を持ってやってほしいと町長が話されていると。こういういろんなものが絵に描いた餅にならないようにしっかりと取り組んでいただきたいという話があったのですが、どういう組織でも上層部の方が決めて前進することはいいのですが、ではその勇気と意欲を持って取り組むには全ての職員がその思いにならないといけないと思うのですが、実務にあたってこういう方法の方がいいですよとか、下からの職員の声を今どのように聞かれて受け入れて、話し合われていいのか悪いのか判断されて進められているのか、どういう方法で職員の声を聞かれているのかお聞かせ願いたいと思います。

助 役 町長が言われているように、やはり勇気と意欲と、やはり何事も物事をするには意気込みが必要であると思います。その為には勇気を持つということ。勇気というのは職員それぞれが新しい住民ニーズに対してその意欲を持って取り組み、改革するということでございます。そういう中で今萬里川委員がおっしゃいますように、職員のいろいろな意見があります。その意見については、町長の施策に外れているものは別といたしまして、町長の決められている基本方針また町の基本施策の中での職員に対する新しい意見とかまた職員の考えている素晴らしい意見もございます。そういう意見について我々は職員と十分協議しながら、それを採用してみようやないかということで、町長

には相談しております。全てが全て職員が言ってきたものを受けるということは絶対ないわけです。あくまでも職員の我々に対してよい意見については素晴らしいものについて、また町民のためになるなというものについては引き取ってそれを進めていくということですのでしております。もちろん町長の判断を仰ぎながら進めているわけですので、そういう中でやっていく中では職員の意識が自分なりに変えて行くのではないかと思うのです、職員同士が。そういうことで意識改革を行うための人材育成が必要であるこのように思います。

萬里川委員 受け入れられている部分があるということで安心したわけですが、余談になるか分からないですが、時々町長室の前で待たせていただいている時に、町長が大きな声で職員を怒鳴られていることがあると思うのですが、それはどんなときか教えていただけますか。

助 役 やはりそれは住民の対応のまずさだと思うのです。親切な行政サービスというのが必要である。これは常にそういう意識を持って職員は任務に対応すべきだと、こういうことを常に職員にも指導し、また履行しているわけです。そういうことを間違った形で住民に対して物事を進めていくということに対して我々は怒る場合があります。町長も同じことだと思います。

萬里川委員 意欲を持っていろんな面を提案をされている中で、これは少しおかしいのではないかとということで怒られているのではと思っているのですが、住民の立場に立ってちょっと違った部分があったということで、やはりそういう指摘がされていたということであれば納得いたしますので、全て今後もそういう立場に立って頑張っていたきたいと思います。

委員長 私らの委員会は前回の視察は松山市に行きまして、住民との対応という面で非常に進んだ市だということで見てきたのですが、職員の配

置からお客さんの流れから大分違うわけです。いわゆる行政機関でも普通銀行でもいけば「いらっしゃいませ」と、出るときは「ありがとうございましたございました」と言いますね。私は役場の職員でも「いらっしゃいませ」と言ってもいいと思う。何も違和感はないと思う。住民もお客さんで、町の行政機関もサービス機関だと思う。来たら「いらっしゃいませ、何かご用でしょうか」と聞く。そこへ案内したり、処理を済ませて終わったら、「ありがとうございます」というのは変だと思うのですが、帰られるときは「ご苦労さまでした」というようなことは言ってもいいやないかと思う。その辺は今の状況から言ったら全くないように思う。そこまで思い切ってやってもいいように、松山市を見太場合にそういうことを強く感じました。そういったことが常々町長自身も朝礼で接遇については極めて厳しく言っているということなのですが、具体的に目に見えてこないし、やはりこれは三役だけがばかり一生懸命やってもいかんし、それが部課長が職員を掌握しているわけですから、目の前で職員を見ているわけですから、そういうことはすぐ気が付くわけですから、それをひとつひとつたたき込んでいかないと身に付かないと思う。企業ではそういう訓練、恥ずかしさや気後れなんかを払拭させるために非常に厳しい訓練をしていますね。それが私は必ずしもいいとは言いませんが、少なくとも対住民対応にとって抜本的に前進しているなというような感じで受け取られるのと取られないのとえらい違いですから、一生懸命同じように仕事をおこなうながら、本当にわずかなところで損をするということにもなりかねませんので、そういった点についてはもう1回智慧を使ってやっていただきたいと思う。

助 役

今委員長が言われましたが、私からの目から見れば、職員はそういう接遇マナーというようなことはよくできてきていると思うのです。これは委員長も前に私に直接言われたのですが、以前より大分ましになってきているということで、あと一歩と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 次に、（４）建設工事等に対する暴力団の排除についての報告を求めます。

企画財政課長 公共工事の適正化については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、以前より取り組んでいるところであります。一方町民の安全と安心を守るために町内からの暴力団の排除につきましましては、以前から議会及び町民が一丸となりまして取り組んでいただいているところであります。さらに今回新たに警察と協議いたしまして建設工事等にかかる暴力団の不法な介入を阻止することといたしまして、その旨の合意書を西和警察と締結することといたしております。

なお、これの効果をより高めるために、生駒郡内４町が同時に締結し実施することといたしておることをご報告申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受け致します。

（ 質疑なし ）

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

山本委員 近くにホールがありますのでよく使わせてもらっているのですが、電気料金ですが、別枠でお渡しすることがあるのですが、それはそれで使った部分を払っていくのは異論はないのですが、どこかの部分で決め事はされているのでしょうか。

企画財政 電気の使用料についてであります。ホールの使用に当たりまして

課参事 1kw100円ということになっています。これにつきましては、当初定めておりましたが運用ができなかった。と言いますのは研修室等におけます電気の使用については自由にお使いになっておった。我々巡回させていただいたら当然申請していただいて、使用料をいただくべきものを申告がなかったということで、研修室につきましては部屋のコンセントの使用の電気を落としております。立ち上がり当時から当初定めておったものを正式に運用させていただくということから、研修室につきましては申告していただいてブレーカーを入れるというような対応で周知させていただいたということです。

山本委員 申し込みの時にそのことも含めて申請をするという手続きになるということですか。

企画財政 課参事 お客様に寄りまして当日ご利用になられて、急に使われるということで申請いただければ、それから何時間ということでもらっています。事前申告は入りませんが、当日急にラジカセを持ってきたということであれば、1時間あたり料金をもらいますよということで対応しております。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

( あいさつ )

委員長

これをもって閉会いたします。(午前10時28分)